

このしおりは、償還計画表とともに、
償還が完了するまで大切に保管してください。

広島県高等学校等奨学金

償 還 の し お り

－ 償還開始・償還猶予・各種届出の手続案内 －

《令和8年7月改訂》

--	--	--	--	--	--

〈奨学金の決定番号を枠内に記入してください。〉

広島県教育委員会

【問合せ先・書類の送付先】

〒730-8514 広島市中区基町 9-42

広島県教育委員会事務局 教育支援推進課 企画調整係

電話：082-513-4996

〔受付日時〕 月曜日～金曜日（祝日を除く。） 午前9時～午後5時

メールアドレス：kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp

※ メールでお問合せの際は、件名を「高校奨学金」としてください。

目 次

1	借受終了後から償還開始までの流れ	1
2	償還制度の概要	2
3	償還額と償還期間について	3
4	償還猶予について	4
5	償還免除について	6
6	償還が滞った場合の措置	6
7	届出・申請が必要な事項	7

【このしおりについて】

広島県高等学校等奨学金は、皆さんからの償還金を原資として、今後、奨学金を必要とする高校生等に貸付けを行う制度です。確実に償還していただくことで、将来の奨学金制度を維持することができます。

このしおりでは、償還開始までの流れ、償還方法、償還猶予、各種の届出・申請及び償還が困難となった場合の手続について説明しています。

償還が完了するまで、償還計画表とともに大切に保管してください。

【必ず確認してください】

- 1 借受終了後は、進学・就職先、住所等の状況報告が必要です。
- 2 進学等により償還猶予を希望する場合は、期限までに申請が必要です。
- 3 住所、氏名、勤務先、保証人、償還口座等に変更があった場合は、届出又は申請が必要です。
- 4 償還が困難となった場合は、滞納する前に早めに御相談ください。

I 借受終了後から償還開始までの流れ

借受けが終了し、6か月の据置期間を経過した後に償還が始まります。3月に卒業した場合は、原則として10月から償還が始まります。

【借受終了後に必要な手続】

(1) 借受終了後の状況報告【全員】

借受終了後の進学・就職先、住所等の状況について、別途送付する通知に記載された期限までに、電子申請により報告してください。

3月卒業の場合の期限は、4月25日です。

(2) 償還猶予の申請【希望者のみ】

借受終了後、大学等へ進学するために償還猶予を希望する場合は、期限までに電子申請により申請してください。

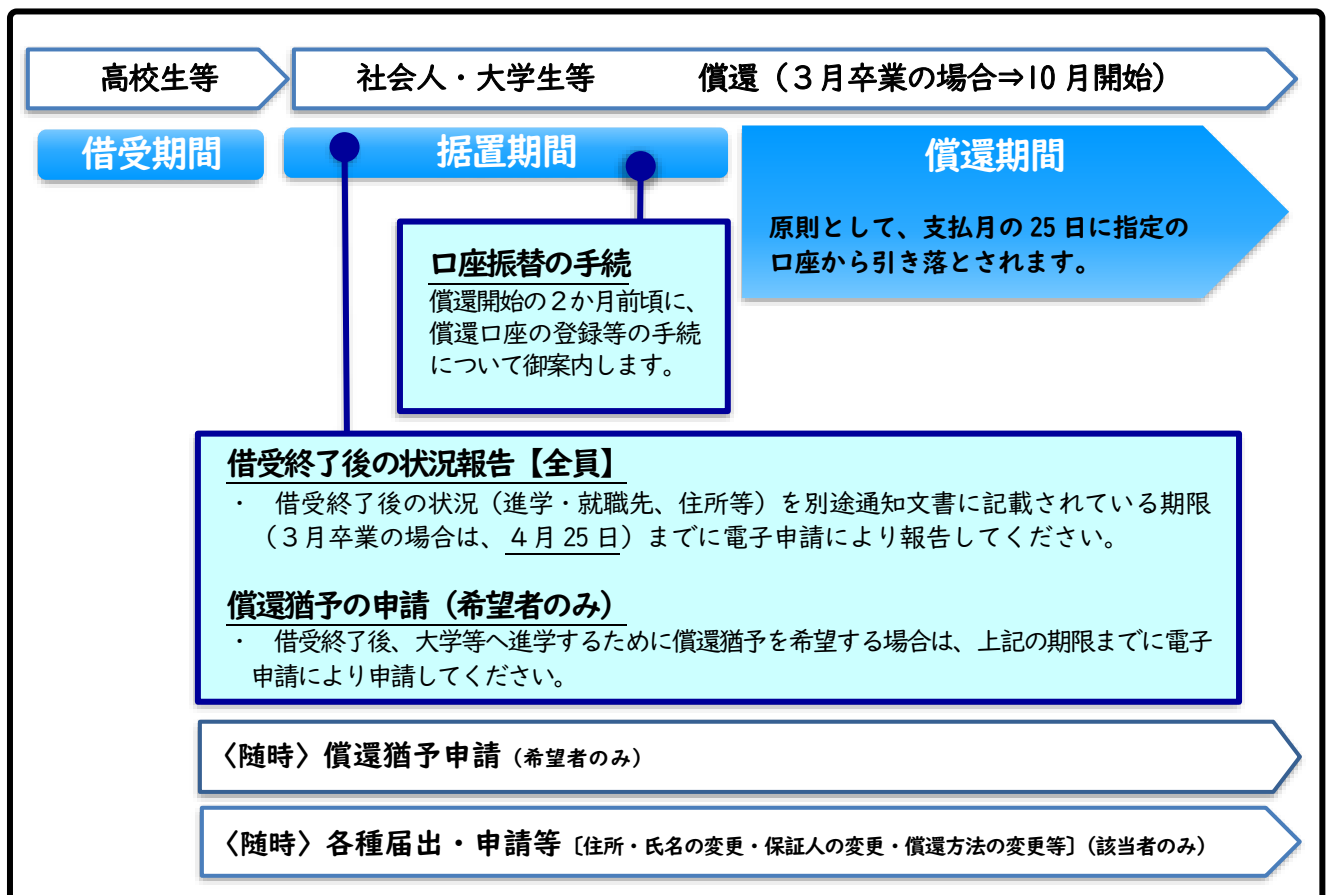
3月卒業後に大学等へ進学する場合の期限は、4月25日です。

(3) 口座振替の手続

償還開始月の約2か月前に、口座振替の手続案内を借受者本人の住所へ郵送します。案内が届いたら、期限までに口座振替の手続を行ってください。

例：10月1日から償還が始まる場合は、7月頃に案内を郵送します。

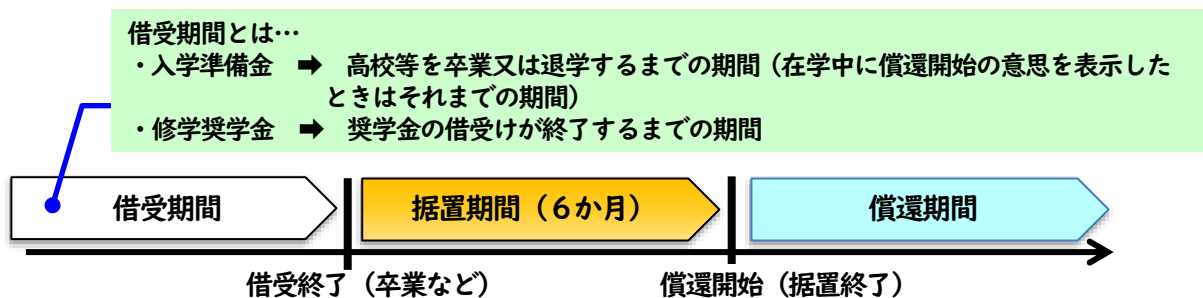
なお、保証人2名にも、償還が始まることを連絡します。



2 償還制度の概要

(1) 償還開始時期

下の図のとおり、奨学金の借受けが終了する月の翌月から起算して6か月の据置期間を経過した後に償還が始まります。



【令和8年3月に卒業した場合の例】

償還開始は、令和8年10月です。

ただし、大学等に進学した場合、大学等に在学していることを理由として、卒業するまで償還開始時期を延期できる制度（償還猶予）があります。（4ページ「4 償還猶予について」を参照）

(2) 償還開始前の手続

償還開始月の約2か月前に、口座振替の手続案内を借受者本人の住所へ郵送します。案内が届いたら、期限までに口座振替の手続を行ってください。

例：10月1日から償還が始まる場合は、7月頃に案内を郵送します。

なお、保証人2名にも、償還が始まることを連絡します。

(3) 償還方法

償還開始月以降、誓約書・奨学金借用証書に記載された償還計画に基づき作成した「償還計画表」により償還していただきます。

償還計画表には、償還方法、1回当たりの償還額、償還回数等が記載されています。

償還金は、原則として、指定口座からの口座振替（自動引落し）により納入していただきます。

引落日は、原則として支払月の25日です。25日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、直後の銀行営業日となります。

(4) 償還方法を変更したい場合

償還開始前又は償還中に、償還方法を変更できる場合があります。

変更できる例は、次のとおりです。

ア 1回当たりの償還額を変更する場合

イ 償還回数を変更する場合

ウ 償還残額の全部又は一部を繰り上げて一括で償還する場合

償還方法の変更を希望する場合は、7ページの「7 届出・申請が必要な事項」を確認し、事前に電話又はメールで御相談ください。

3 償還額と償還期間について

(1) 償還期限・年間償還基準額

奨学金は、「①借受総額」に応じて、「②年間償還基準額」が定められています。借受総額を年間償還基準額で除して得た年数（「③償還年数（最長）」）の範囲内で償還していただきます。

①借受総額 (入学準備金+修学奨学金の合計額)	②年間償還基準額	③償還年数（最長） 【①÷②】
20万円以下	3万円	1～6年
20万円超 ～ 40万円以下	4万円	5～10年
40万円超 ～ 50万円以下	5万円	8～10年
50万円超 ～ 60万円以下	6万円	
60万円超 ～ 70万円以下	7万円	
70万円超	借受総額の1割	10年

※ 償還開始月から起算して、償還年数の最長期間が経過する月の末日が償還期限となります。

【③償還年数（最長）の計算例】

借受総額698,000円（入学準備金5万円、修学奨学金月額1.8万円×12か月×3年）の場合

$698,000 \text{円} \div 70,000 \text{円} = 9.97\cdots$ （小数点以下切り捨て）→最長9年

償還期限：償還開始が令和8年10月の場合 → 令和17年9月末

(2) 償還方法

償還方法	支払時期	回数	1回当たりの償還額
月賦	毎月	償還期限内で借受者 本人が決定※ ³	毎回の償還額は50円単位 最終回は残額の全額
半年賦	半年に1回 (期間の初月※ ¹)		
年賦	年1回 (期間の初月※ ²)		
一括	償還開始月	1回	全額

※1 償還開始が10月の場合、半年賦は毎年10月と4月が支払時期です。

※2 償還開始が10月の場合、年賦は毎年10月が支払時期です。

※3 償還期限内であれば、より短い年数で償還することもできます。

例：最長9年間で償還できる場合に、5年間で全額を償還する計画を立てることも可能です。

4 償還猶予について

(1) 償還猶予制度とは

償還猶予は、奨学金の償還が困難となった場合に、償還開始前は償還開始時期を延期し、既に償還中の場合は請求を一時的に停止する制度です。

ただし、償還猶予は償還総額を減らす制度ではありません。猶予期間が終了した後は、償還を再開していただきます。



【申請前に確認してください】

- ① 償還猶予は、償還開始前は償還開始時期を延期し、既に償還中の場合は請求を一時的に停止する制度です。償還総額は変わりません。
- ② 償還中の借受者に滞納がある場合は、原則として償還猶予を承認できません。この場合は、まず滞納を解消してから申請してください。
- ③ 償還猶予の理由は、借受者本人に生じている必要があります。
- ④ 保証人のみが猶予理由に該当する場合は、償還猶予を申請できません。

(2) 償還猶予が認められる主な理由

償還猶予が認められる主な理由は、次のとおりです。

- ① 大学等に在学している場合
- ② 大学等への入学準備中である場合
- ③ 失業により償還が困難である場合
- ④ 経済的理由により償還が困難である場合（失業以外の理由）
- ⑤ 災害により損害を受けた場合
- ⑥ 長期の傷病により償還が困難である場合
- ⑦ 出産休暇、育児休業又は介護休業を取得している場合

(3) 償還猶予又は期間延長の手続

償還猶予を希望する場合又は既に承認を受けている猶予期間の満了後も猶予理由が継続し、期間延長を希望する場合は、事前に全ての保証人の同意を得た上で、借受者本人が申請してください。

ア 申請方法

広島県電子申請システムにより、奨学金償還猶予又は期間延長の申請を行ってください。申請には、猶予理由を証明する書類等の提出が必要です。（次ページをご覧ください。）

イ 申請期限

猶予を希望する月の前月 25 日までに申請してください。（必着）

高校等の卒業後に大学等へ進学し、大学等に在学していることを理由として償還猶予を希望する場合は、4 月 25 日までに申請してください。

ウ 結果通知

償還猶予の申請に対する審査結果は、申請から概ね 2 か月以内に申請者へ通知します。

猶予を承認した場合は、その期間、償還開始時期を延期します。既に償還中の場合は、承認した期間の請求を一時的に停止します。

【猶予申請の必要書類等】

猶予を希望する理由ごとに、必要な書類が異なります。該当する理由の書類を提出してください。

猶予理由	猶予が可能な期間	1回の承認期間	必要書類	備考
① 大学等に在学	大学等に在学している期間 ※ 留年・休学等を問わない。	最長 4年間	・ 在籍校の発行する在学（在籍）証明書の原本 又は ・ 学生証の写し	大学等とは、高等学校、高等専門学校、専門学校（2年以上の課程に限る）、短期大学、大学、大学院、その他一部の大学校とします。 ※タレント養成所、カルチャースクール等は原則対象外
② 大学等への入学準備中	入学準備中である期間 (通算5年間まで)	最長 1年間	・ 予備校が発行する在学証明書の原本	予備校への入校者以外については、事前に相談してください。
③ 失業により償還が困難	就業するまでの期間 (通算5年間まで)		・ 勤務先又はハローワークが発行する次の書類のいずれかの写し ① 離職票 ② 雇用保険被保険者証 ③ 雇用保険受給資格者証	
④ 経済的に困難(失業以外の理由)	経済的に困難である期間 (通算5年間まで)		・ 市区町村長や勤務先等が発行する次の書類のいずれか ① 所得証明書の原本 ② 源泉徴収票の写し	経済困難の目安 ・ 給与所得者 年間収入が200万円以下 ・ 給与所得者以外 年間所得が130万円以下
⑤ 災害により損害を受けた	災害発生から5年間を経過するまでの期間		・ 市区町村長の発行する罹災証明書の写し	
⑥ 長期の傷病により償還が困難	傷病により就労が困難である期間		・ 医師の発行する診断書の原本 ※「就労困難」の記載があるものがが必要です。	
⑦ 出産休暇、育児休業又は介護休業を取得している場合	出産休暇、育児休業又は介護休業が終了するまでの期間		・ 勤務先が発行する証明書の写し	

【留意事項】

- 1 承認期間終了後も引き続き猶予理由が継続する場合は、期間延長の申請が可能です。
- 2 添付書類は、一部を除き、申請日の直近2か月以内に発行されたものを提出してください。
- 3 通算5年間までとは、②から④までの理由による猶予期間を通算して5年間までを意味します。
- 4 申請内容について疑義が生じた場合は、必要に応じて追加の書類の提出を求めることがあります。
- 5 承認後、大学等を退学した場合など、猶予理由を失ったときは、速やかに連絡してください。

5 償還の免除について

次のいずれかに該当する場合は、償還金の全部又は一部を免除できる場合があります。該当する可能性がある場合は、問合せ先へ御相談ください。

- (1) 借受者が死亡したとき
- (2) 借受者が心身の障害により、将来にわたって労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受けることとなったときなど

6 償還が滞った場合の措置

償還が困難となった場合は、滞納する前に早めに御相談ください。事情により、償還猶予や償還方法の変更ができる場合があります。

(1) 滞納が生じた場合

奨学金の償還期日（納期限）までに償還されない場合は、延滞利息を徴収することがあります。

また、広島県では、奨学金の償還に係る回収・督促業務を専門業者に外部委託しています。そのため、償還期日までに償還されない場合は、借受者本人及び保証人2名に対し、委託業者（債権回収会社又は弁護士法人等）から納入依頼を行うことがあります。

(2) 滞納が続いた場合

正当な理由なく滞納が長期間続く場合は、貸し付けた奨学金の残額を一括して償還していただく場合があります。

また、借受者及び保証人に対し、裁判所を通じた法的措置を行うことがあります。



【早めに御相談ください】

病気、失業、収入の減少などにより償還が難しい場合は、状況を伺った上で、今後の償還方法について相談に応じます。

お困りの場合は、そのままにせず、早めに御相談ください。

7 届出・申請が必要な事項

次の場合は、速やかに届出・申請を行ってください。

添付書類は、原則として原本を郵送してください。ただし、表中に「画像添付可」とある書類は、電子申請時に画像を添付した場合、原本の提出は不要です。

届出・申請の内容			方法	添付書類・留意事項等
変更届	借受者	住所の変更 氏名の変更	電子申請	【県外在住者のみ】 住民票記載事項証明書（本籍地、マイナンバーの記載のないもの） （画像添付可）
		勤務先の変更		—
	保証人	住所の変更 氏名の変更	電子申請	【県外在住者のみ】 住民票記載事項証明書（本籍地、マイナンバーの記載のないもの） （画像添付可）
		勤務先の変更		—
		新しい保証人への変更	紙提出	印鑑登録証明書（原本） 「各種手続のページ」から様式をダウンロードして印刷し、新しい保証人が自署・押印した上で、印鑑登録証明書の原本を添えて郵送してください。 ※ 簡易書留又はレターパックを御利用ください。
	償還に関する変更	口座（金融機関）の変更	事前相談 ↓ 紙提出	口座の変更に必要な用紙（口座振替依頼書）を郵送しますので、電話又はメールで御連絡ください。 ※ 金融機関で手続が完了した後、変更までに1～2か月程度かかります。
口座の名義変更		電子申請	名義変更後の通帳等の写し（画像添付可）	
償還方法の変更 （1回当たりの償還額の変更、一括償還等）		事前相談 ↓ 電子申請	事前に電話又はメールで御相談ください。 ・変更を希望する月の前月25日までに申請してください。 ・申請前に、必ず全ての保証人の同意を得てください。	
償還猶予又は期間延長			電子申請	添付書類は、5ページを参照してください。※ 「大学等の在学証明書」又は「学生証の写し」のみ画像添付可。 その他の書類は、原本の提出が必要です。
償還免除			事前相談	要件に該当し、免除を希望される場合は、まずは下記の問合せ先に電話で御相談ください。

※ 追加で書類の提出を求める場合があります。

各届出・申請は、広島県教育委員会ホームページ内の「各種手続のページ」から行ってください。

「各種手続のページ」はこちら⇒

※ 電子申請や、ホームページからの様式のダウンロードが困難な場合は、手続に必要な書類を郵送しますので、下記の問合せ先へ御連絡ください。



【問合せ先・添付書類の送付先】

印鑑登録証明書、所得証明書、医師の診断書等は、必ず原本を郵送で提出してください。

〒730-8514 広島市中区基町 9-42

広島県教育委員会事務局 教育支援推進課 企画調整係

電話：082-513-4996